

令和6年度 第1回北海道特定最低賃金専門部会合同会議 資料一覧  
(令和6年9月9日)

資料No. 1	北海道地方最低賃金審議会特定（4業種）最低賃金 専門部会運営規程	…	1
資料No. 2	北海道地方最低賃金審議会（第50期）特定最低賃金 専門部会委員名簿	…	9
資料No. 3	令和6年度特定最低賃金改正決定申出状況	…	11
資料No. 4	北海道の最低賃金額の推移	…	27
資料No. 5	令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日 一覧表（特定（産業別）最低賃金の場合）	…	29



## 北海道地方最低賃金審議会

## 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金専門部会 運営規程

令和3年4月1日改正

- 第1条 北海道地方最低賃金審議会北海道乳製品、糖類製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、北海道労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規程により北海道労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
  - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。
- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
  - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、部会長に適当な方法で通知しなければならない。
  - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、北海道地方最低賃金審議会に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

# 北海道地方最低賃金審議会 北海道鉄鋼業最低賃金専門部会 運営規程

令和3年4月1日改正

- 第1条 北海道地方最低賃金審議会北海道鉄鋼業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、北海道労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規程により北海道労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
  - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。
- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
  - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、部会長に適当な方法で通知しなければならない。
  - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、北海道地方最低賃金審議会に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**北海道地方最低賃金審議会**  
**北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具**  
**製造業最低賃金専門部会 運営規程**

令和3年4月1日改正

- 第1条 北海道地方最低賃金審議会北海道電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、北海道労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規程により北海道労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。
- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、北海道地方最低賃金審議会に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。
- 第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。



## 北海道地方最低賃金審議会

### 北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金専門部会 運営規程

令和3年4月1日改正

- 第1条 北海道地方最低賃金審議会北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、北海道労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規程により北海道労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
  - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。
- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
  - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、部会長に適当な方法で通知しなければならない。
  - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、北海道地方最低賃金審議会に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

北海道地方最低賃金審議会(第50期)特定最低賃金専門部会委員名簿

令和6年9月2日任命

産業別	代表順			公益代表委員			労働者代表委員			使用者代表委員		
	氏名	現職	氏名	氏名	現職	氏名	氏名	現職	氏名	現職	職	
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	岩波 和枝	特定社会保険労務士	入江 健太郎	北海道キョコロマン労働組合執行委員長	奥田 孝子	一般社団法人北海道乳業協会常務理事	亀野 淳	北海道大学高等教育推進機構教授	佐藤 俊祐	全森永乳業労働組合別海支部長	田中 克幸	日本甜菜製糖株式会社人事部次長
	亀野 隆介	北海道新聞社論説主幹	中本 俊光	北海道糖業労働組合中央執行委員長	中畑 雅幸	北海道商工会連合会事務局長	亀野 淳	北海道大学高等教育推進機構教授	西 良太	基幹労連北海道本部事務局長	片岡 直之	(一般)北海道商工会議所連合会事務局長
	國武 英生	小樽商科大学教授	幅田 尚之	JAM北海道執行役員(兼務)日本製鋼所室蘭労働組合書記長	谷保 彰啓	日鉄ファーストテック取締役総務部長	國武 英生	北海道新聞社論説主幹	山田 新吾	日本労働組合総連合会北海道連合会組織労働局長	水戸 信也	日本製鋼所M&E(株)室蘭製作所総務部労務グループマネージャー
	片桐 由喜	小樽商科大学教授	片桐 秀人	電機連合北海道地方協議会事務局長	池田 幸司	北海道経済連合会労働政策局長	片桐 由喜	小樽商科大学教授	金 子ユリ	日本労働組合総連合会北海道連合会副事務局長	西側 公博	東芝ホクト電子株式会社管理部総務グループグループ長
	亀野 淳	北海道大学高等教育推進機構教授	村川 哲広	パナソニックスイッチングテクノロジーズ労働組合執行委員長	加賀 谷進	函館トック室蘭製作所労働組合執行委員長	亀野 淳	北海道大学高等教育推進機構教授	橋本 康憲	全北海道造船機械労働組合協議会議長(函館ドック函館造船所労働組合執行委員長)	安宅 正利	㈱アタカ造船所代表取締役社長(一般)北海道小型船舶工業会理事・副会長
	國武 英生	小樽商科大学教授	藤田 鉄平	UASENセン北海道支部常任	藤田 鉄平	UASENセン北海道支部常任	國武 英生	小樽商科大学教授			馬込 毅	北海道中小企業団体中央会事務局長兼連携支援部長
電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業												
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業												

注)公・労・使委員は、五十音順



## 特定最低賃金の改正決定の申出に関する概要

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金改正決定申出書の審査結果について

### 1 申出者

日本食品関連産業労働組合総連合会

北海道乳製品、糖類製造業最低賃金対策会議

代表 中本 俊光

副代表 佐藤 俊祐

事務局 船津 翔斗

### 2 申出書提出（受理）年月日

令和6年7月9日（令和6年7月9日）

### 3 申出書内容

(1) 申出ケース：公正競争ケース

(2) 申出基幹的労働者数

	組合数	労働者数	摘要
労働協約			
機関決定	20	1,925	
個々の労働者の合意	5	54	
合計	25	1,979	

### 4 令和3年経済センサスに基づく事業所数及び労働者数

日本標準産業分類		事業所数	労働者数
E0913	処理牛乳・乳飲料、乳製品	87	4,269
E0914	製造業		
E095	糖類製造業	11	932
合計		98	5,201

### 5 令和3年経済センサスの労働者数と申出基幹的労働者との割合

$$\frac{\text{申出基幹的労働者数（1,979）}}{\text{令和3年経済センサスに基づく労働者数（5,201）}} = (38.05\%)$$

### 6 申出書の添付書類

(1) 合意書及び委任状

(2) 北海道における処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業の事業場数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲

(3) 機関決定の写

(4) 最低賃金改定の必要性のための疎明資料

## 7 申出要件の該否

本件は、当該特定最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上のものの合意による申出であって、申出者はそれらの代表者であることが確認できること、また、事業の公正競争を確保する観点から最低賃金を改正することが必要であるとの理由書も添付されており、当該申出は要件に該当する。

2024年7月9日

北海道労働局長殿

札幌市豊平区月寒東1条15丁目2-7-305  
日本食品関連産業労働組合  
北海道乳製品、糖類製造業最低賃金  
代表 中  
副代表 佐  
事務局 船

## 申 出 書

最低賃金法15条の規定により、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
北海道において処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業を営む使用者に使用される労働者  
約5,201人(98事業所)
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名  
「北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金」
3. 申出の内容  
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法15条第2項に  
基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由  
北海道内の処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業における企業間、地域間、組織労働者と未  
組織労働者間で賃金格差が生じており、北海道内における処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造  
業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を  
得て申出することとする。
5. 添付書類
  - (1) 協議組織における合意の内容を表す書面の写
  - (2) 機関決定の写
  - (3) 個々の労働者又は従業員組織における合意書
  - (4) 申出代表者に対する委任状
  - (5) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数および該当地域内の同種の  
労働者の概数
  - (6) 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金改定の必要性のための疎明資料

以上







# 特定最低賃金の改正決定の申出に関する概要

北海道鉄鋼業の最低賃金改正決定申出書の審査結果について

## 1 申出者

日本基幹産業労働組合連合会北海道本部  
委員長 荒川 孝志

## 2 申出書提出（受理）年月日

令和6年7月1日（令和6年7月1日）

## 3 申出書内容

(1) 申出ケース：労働協約ケース

(2) 申出基幹的労働者数

	組合数	労働者数	摘要
労働協約	6	2,974	
機関決定			
個々の労働者の合意			
合計	6	2,974	

(3) 最も低い労働協約の金額

参考（昨年）

① 月額	183,700円	(174,200円)
② 日額	8,637円	(8,217円)
③ 時間額	1,152円	(1,090円)

現在の最賃額 1,030円

## 4 令和3年経済センサスに基づく事業所数及び労働者数

日本標準産業分類		事業所数	労働者数
E221	製鉄業	1	1,047
E222	製鋼・製鋼圧延業	5	1,543
E223	製鋼を行わない鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く)	17	1,154
E224	表面処理鋼材製造業	11	286
合計		34	4,030

## 5 令和3年経済センサスの労働者数と申出基幹的労働者との割合

$$\frac{\text{申出基幹的労働者数 (2,974)}}{\text{令和3年経済センサスに基づく労働者数 (4,030)}} = (73.79\%)$$

## 6 申出書の添付書類

(1) 労働協約（写）

(2) 申出合意書及び委任状

(3) 北海道における鉄鋼業の事業所数と労働者数の概要および、この内労働協約の適用を受ける基幹的労働者数

(4) 最低賃金月額および所定労働時間数・所定労働日数

#### 7 申出要件の該否

申出者が当該特定最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の代表と認められ、同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが、賃金の最低額に関する定めを含む労働協定の適用を受けていることが確認できるので、当該申出は要件に該当する。

2024年7月1日

北海道労働局長  
三富 則江 様

北海道室蘭市 5-12  
日本基幹産業労働者会 北海道支部  
委員長 孝

## 申 出 書

最低賃金法第15条の規程により、北海道鉄鋼業の最低賃金の改正を下記の通り申出る。

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
北海道において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者 4,030人
2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名  
北海道鉄鋼業最低賃金
3. 申出の内容  
改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由  
①賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数の3分の1以上を満たしていること。

$$\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数}}{\text{北海道における鉄鋼業を営む使用者に使用されている労働者数}} = \frac{2,974人 \times 100}{4,030人} = 73.8\%$$

(最も低い) 労働協約の金額 = 183,700円/月額  
8,637円/日額  
1,152円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 1,030円/時間額

5. 添付書類  
①労働協約の写、②申出合意書および委任状、③北海道における鉄鋼業の事業所数と労働者数の概要および、この内該当労働協約の適用を受ける基幹的労働者数、④最低賃金月額および所定労働時間数・所定労働日数

以 上





## 特定最低賃金の改正決定の申出に関する概要

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金改正決定申出書の審査結果について

### 1 申出者

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会北海道地方協議会  
議長 谷口 幸一

### 2 申出書提出（受理）年月日

令和6年7月1日（令和6年7月1日）

### 3 申出書内容

(1) 申出ケース：労働協約ケース

(2) 申出基幹的労働者数

	組合数	労働者数	摘要
労働協約	10	2,498	
機関決定			
個々の労働者の合意			
合計	10	2,498	

(3) 最も低い労働協約の金額

参考（昨年）

① 月額	174,500円	(165,500円)
② 日額	8,464円	(8,313円)
③ 時間額	1,057円	(1,039円)

現在の最賃額997円

### 4 令和3年経済センサスに基づく事業所数及び労働者数

日本標準産業分類		事業所数	労働者数
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	45	3,949
E293	民生用電気機械器具製造業	8	932
E295	電池製造業	0	0
E296	電子応用装置製造業	4	47
E297	電子計測器製造業 (除：医療用計測器)	3	116
E299	その他電気機械器具製造業	13	710
E30	情報通信機械器具製造業	10	868
合計		83	6,622

5 令和3年経済センサスの労働者数と申出基幹的労働者との割合

$$\frac{\text{申出基幹的労働者数 (2, 498)}}{\text{令和3年経済センサスに基づく労働者数 (6, 622)}} = (37.72\%)$$

6 申出書の添付書類

- (1) 事業所別適用労働者数と所定労働時間数及び所定労働日数一覧
- (2) 申出合意書及び委任状
- (3) 労働協約・覚書 (写)

7 申出要件の該否

申出者が当該特定最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の代表と認められ、同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが、賃金の最低額に関する定めを含む労働協定の適用を受けていることが確認できるので、当該申出は要件に該当する。

2024年7月1日

北海道労働局長 殿

札幌市中央区南2条西6丁目  
全日本電機・電子・情報関連  
労働組合連合会北海道地方協  
議長 谷口 幸

## 申 出 書

最低賃金法第15条の規定により、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
北海道において北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 [6, 622名]
2. 改定の決定を申し出る最低賃金の件名  
北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
3. 申出内容  
上記2の最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出理由  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達している事から法定最低賃金の改正を求めるものである。  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者 2, 498名

(賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数)	2, 498	≒ 37.72%
(北海道における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数)	6, 622	

- ・労働協約の金額(最低金額)：月額 174, 500円 日額 8, 464円 時間額 1, 057円
- ・現在適用されている法定最低賃金額：時間額 997円

### 5. 添付書類

- (1) 事業所別適用労働者数と所定労働時間及び所定労働日数一覧
- (2) 申出合意書及び委任状
- (3) 労働協約書・覚え書の写し



以 上





# 特定最低賃金の改正決定の申出に関する概要

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金改正決定申出書の審査結果について

## 1 申出者

全北海道造船機械労働組合協議会（北海道船舶最低賃金連絡会）

議長 橋本 康憲

## 2 申出書提出（受理）年月日

令和6年7月5日（令和6年7月9日）

## 3 申出書内容

(1) 申出ケース：労働協約ケース

(2) 申出基幹的労働者数

	組合数	労働者数	摘要
労働協約	3	378	
機関決定			
個々の労働者の合意			
合計	3	378	

(3) 最も低い労働協約の金額

参考（昨年）

- ① 月額 169,810円 (162,110円)
- ② 日額 8,320円 (7,943円)
- ③ 時間額 1,040円 (993円)

現在の最賃額990円

## 4 令和3年経済センサスに基づく事業所数及び労働者数

日本標準産業分類		事業所数	労働者数
E3131	船舶製造・修理業 (除：木造船・木製漁船)	51	833
E3132	船体ブロック製造業	7	80
合計		58	913

## 5 令和3年経済センサスの労働者数と申出基幹的労働者との割合

申出基幹的労働者数（378）

令和3年経済センサスに基づく労働者数（913） = (41.40%)

## 6 申出書の添付書類

- (1) 労働協約（写）
- (2) 申出合意書及び委任状
- (3) 労働協約の適用を受ける基幹的労働者数

(4) 所定労働時間数及び所定労働日数

7 申出要件の該否

申出者が当該特定最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の代表と認められ、同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが、賃金の最低額に関する定めを含む労働協定の適用を受けていることが確認できるので、当該申出は要件に該当する。

2024年7月5日

北海道労働局長  
三富 則江 殿

北海道函館市入船町2番23号  
全北海道造船労働者組合協議会  
(北海道船舶労働者協議会)  
議長  
(会長)

## 申し出書

最低賃金法第15条の規定により、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業の改正を下記の通り申し出る。

1、申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

北海道において船舶製造・修理業、船体ブロック製造業を営む使用者に使用される労働者

2、改正の決定を申し出る最低賃金の件名

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金

3、申し出の内容

改正の決定を求める。尚、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による

4、申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が3分の1以上を満たしていること

賃金の最低額に関する労働協約適用労働者数	378×100	
北海道における造船業を営む使用者に使用されている労働者	910人	= 41.5%

(最も低い) 労働協約の金額 = /月額	169,810円
/時間額	1,040円

現在適用されている法定最低賃金額 = 990円/時間

5、添付書類

①労働協約の写し ②申出合意書および委任状 ③北海道における造船業の労働者数の概要および該当労働協約の適用を受ける基幹的労働者数 ④最低賃金月額および所定内労働時間・所定内労働日数

以上





## 北海道の最低賃金の推移(地域別最賃、特定最賃の状況(令和5年12月1日現在))

(単位円)

年度	地域別 北海道 最低賃金	特 定 最 低 賃 金			
		電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業	船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業 (*1)	処理牛乳・乳飲料、 乳製品、糖類製造業	鉄鋼業
5年	559	624	633	622	660
	4,467	4,991	5,057	4,973	5,280
6年	572	639	648	639	676
	4,575	5,112	5,180	5,105	5,408
7年	586	653	662	654	692
	4,681	5,112	5,289	5,225	5,533
8年	598	667	675	668	707
	4,780	5,330	5,399	5,338	5,650
9年	611	680	689	683	722
	4,886	5,440	5,509	5,457	5,775
10年	622	692	700	695	735
	4,975	5,529	5,598	5,560	5,880
11年	628	698	706	702	742
	5,020	5,579	5,644	5,613	5,930
12年	633	703	711	707	748
	5,060	5,624	5,684	5,654	5,977
13年	637	708	715	712	753
	5,095	5,659	5,720	5,691	6,017
14年	637	708	715	712	753
15年	637	709	715	713	754
16年	638	710	716	714	756
17年	641	714	719	718	762
18年	644	718	723	721	766
19年	654	729	734	732	778
20年	667	743	747	745	794
21年	678	750	753	754	805
22年	691	758	760	763	814
23年	705	767	768	772	823
24年	719	776	777	781	832
25年	734	784	787	791	842
26年	748	794	799	802	858
27年	764	804	810	813	876
28年	786	821	825	830	900
29年	810	842	845	850	927
30年	835	868	866	871	948
令和元年	861	894	887	892	967
2年	861	895	889	893	967
3年	889	924	917	922	979
4年	920	955	948	954	1,000
5年	960	997	990	996	1,030

平成13年度までの下段は日額。14年度から時間額のみ。

\* 1:平成12年度までは鋼船製造・修理業、船体ブロック製造業、舟艇製造・修理業



## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(日)		9月17日(火)		9月20日(金)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月2日(月)		9月17日(火)		9月20日(金)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月3日(火)		9月18日(水)		9月24日(火)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月4日(水)		9月19日(木)		9月25日(水)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月5日(木)		9月20日(金)		9月26日(木)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月6日(金)		9月24日(火)		9月27日(金)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月7日(土)		9月24日(火)		9月27日(金)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月8日(日)		9月24日(火)		9月27日(金)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月9日(月)		9月24日(火)		9月27日(金)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月10日(火)		9月25日(水)		9月30日(月)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月1日(火)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月2日(水)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月3日(木)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月3日(木)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月3日(木)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月4日(金)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月7日(月)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月8日(火)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月9日(水)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月10日(木)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月10日(木)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月10日(木)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月11日(金)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月15日(火)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月16日(水)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月17日(木)		10月28日(月)		11月27日(水)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月18日(金)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月18日(金)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月18日(金)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月18日(金)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月21日(月)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月22日(火)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		10月23日(水)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月4日(金)		10月21日(月)		10月24日(木)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		10月24日(木)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		10月24日(木)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		10月25日(金)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		10月28日(月)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		10月29日(火)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		10月30日(水)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		10月31日(木)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		10月31日(木)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		10月31日(木)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月1日(金)		11月13日(水)		12月13日(金)

